

## 平成16年度事業報告

### 第1 はじめに

平成16年度は、成年後見制度が始まって5年目、当法人にとっても設立5周年という大きな節目の年であった。当法人は、成年後見制度のかかえる大きな課題（制度の社会への普及と浸透、社会的インフラの充実、後見人の報酬と執務のあり方など）について、積極的にその克服に向けてその努力を継続してきた。

社会的には、介護保険制度の制度施行後5年目の見直しの中で、高齢者の自立支援と尊厳の保持が重視され、利用者による適切なサービスの選択権を確保し、個々の高齢者の状況や変化に応じたさまざまなサービスによる支援が「継続的かつ包括的に提供される仕組み」が論議されてきた。その中で、「地域包括支援センター（仮称）」構想が検討され、当法人においても厚生労働省の委託による日本成年後見法学会での研究会に役員を派遣するなど、適切な利用者の権利擁護システムの確立に向けて努力を重ねてきた。

この市町村が主体となる地域包括支援センターでとり扱うこととなる総合相談・支援の中では、権利擁護、虐待防止など、司法書士をはじめとする法律家との連携が必要となることが当然のように予想され、また、司法書士会による司法書士総合相談センターやさらには司法支援センターとの連携も今後その重要性を増してくると考えられる。

当法人では、このような社会において権利擁護の最後の砦となる成年後見制度の普及と健全な発展のため、いわば社会の「公器」として、研修および執務の支援、執務管理体制の改善・充実、法人後見体制の整備・充実、監督機能の整備・充実、受託可能な会員の増強等、当法人の組織機能の整備・充実を目指してきた。

現在、全国の成年後見に関する家庭裁判所への申立件数は順調な伸びを示す一方、潜在的制度利用者数に成年後見制度の利用はまだまだ及ばないという実情が継続している。

当法人では、この潜在的な需要が制度利用につながるよう小冊子の発行や全国一斉無料法律相談会の開催、各支部主催による講演会及び出前講座なども継続して行ってきた。また『実践成年後見』の責任編集も13号を数えた。その結果、平成17年3月31日現在、当法人または会員が継続して受任している成年後見関係事件数は、任意後見契約の締結469件、任意代理契約の締結344件、任意代理監督契約の締結33件、法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）への就任1,994件、後見監督人その他（任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人、財産管理者）への就任233件に及んでいる。

しかしながら、正会員数、名簿登載者数ともに増加したとはいえ、まだまだ、社会的な後見人への就任要請に対して、十分に供給できているものとはいえない状況は継続している。

また、本年度は、昨年度発生した会員による不適切な後見事務から、後見人としての職務過誤の予防と事故の再発防止のために、全国で本部主催による後見執務と倫理に関する研修会を継続して開催した。この研修会によって、結果的に質の高い具体的な後見執務のあり方を全国の会員

にも理解を深めていただけたのではないかと考えている。

さらに、研修制度についても、実効的な研修を行うための改正に着手し、一定の成果を得ている。各支部においては、研修制度の趣旨を十分に理解し、今後の執務に活用していただきたい。

また、平成 15 年 11 月に発足した日本成年後見法学会においても、当法人はその活動に全面的に協力し、さまざまな制度改善に向けた努力を行ってきた。

当法人の平成 16 年度における事業報告は、下記のとおりである。

## 第 2 平成 16 年度事業執行状況

### 1. 支部と会員の状況

#### (1) 会員数について

平成 16 年度においては、新たに正会員 375 名（うち司法書士法人 0 法人）、賛助会員 1 名（うち法人 1 社）の入会、及び、正会員 157 名（うち司法書士法人 0 法人）、賛助会員 2 名（うち法人 0 社）の退会が承認された。また、定款第 8 条 1 項による退会者は 24 名である。その結果、平成 17 年 3 月 31 日現在の正会員は 3,363 名（うち司法書士法人 3 法人）、特別会員 17 名、賛助会員 10 名（うち法人 6 社）となっている。

#### (2) 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の登載者について

平成 17 年 3 月 31 日現在、後見人候補者名簿に登載された者は 1,965 名（うち司法書士法人 2 法人）であり、後見監督人候補者名簿に登載された者は 1,864 名（うち司法書士法人 2 法人）となっている。ちなみに、両方の名簿に登載された者は 1,836 名（うち司法書士法人 2 法人）で、いずれかの名簿に登載された者は 1,993 名となっている。

### 2. 各種規程等の制定及び改正について

下記のとおり、規程・基準の制定及び改正を行った。

#### ※ 制定した規程等

- ・ リーガルサポート事務局規程、リーガルサポート職員賃金規程、初任給・昇格・昇給等の基準、リーガルサポート職員旅費規程、リーガルサポート事務局職員旧姓使用規程、リーガルサポート職員慶弔規程（平成 16 年 7 月 13 日第 3 回理事会決定）
- ・ 個人情報保護方針、個人情報保護に関する規程（平成 16 年 3 月 4 日第 6 回理事会承認）

#### ※ 改正した規程等

- ・ 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載更新に関する附録様式取扱事務要領（一部改正・平成 16 年 5 月 12 日第 1 回理事会承認）
- ・ リーガルサポート職員就業規則、リーガルサポート職員育児休業に関する規則第 3 条の規定による様式 3「育児休業申出書」（平成 16 年 7 月 13 日第 3 回理事会決定）
- ・ 名簿登載・更新申請書等に関する附録様式取扱要領（一部改正・平成 16 年 9 月 28 日第 4 回理事会承認）
- ・ 執務管理委員会規程（一部改正・平成 16 年 12 月 9 日第 5 回理事会承認）

- ・ 文書規程、報告書取扱規程及び会計処理規程（一部改正・平成17年3月4日第6回理事会承認）

### 第3 各事業に関する報告

#### 1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

##### (1) 会員執務の支援

平成16年度においても、各ブロックごとに支部運営会議を開催し、本部と各支部並びに各支部間の情報交換や意見交換の場を設定することにより、各支部の活性化と会員の執務の向上を目指した。

また、成年後見業務に携る職能として、現制度利用の現状を検証し、市民にとって利用しやすい成年後見制度の発展を目的として、制度改善小委員会を設置し、制度改善へ向けた調査、研究を行った。

##### (2) 会員執務の管理

###### ① 添付書面を含めた業務報告書の整備

報告書に関する添付書類等の整備を行なうことができなかったが、事務遂行上の注意点と業務報告書の提出する時期、家庭裁判所と事前に協議・相談を要する事務内容などに関して、後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修と合わせて、説明会を開催した。

###### ② 本部主催による後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修会の開催

平成16年度においては、倫理・利益相反事例の説明をまじえて、法定後見人等の基本的立場や財産管理における財産の利用・改良・運用・処分に関する事務遂行方法や業務報告書の作成・提出に関する研修会を25支部（一部2回目の開催）において開催した。

###### ③ 電子情報による業務報告のあり方の検討

将来の執務管理のあり方を視野に入れ、会員に配布した業務支援ソフトを利用して、電子情報による業務報告（以下「ネット報告」）のあり方を検討するため、群馬支部をパイロット支部として、電子情報による執務管理をおこなった。

この結果、

- i) 報告を受けた側でも容易に会計処理上の問題点などの発見が容易になる。
- ii) 使用ソフト上から送信等の方法で報告が完了するため、報告者の労力を削減出来る。
- iii) 紙を介しないため、保管場所が削減できる。
- iv) ネット上で会員・支部・本部の一元的な報告管理をおこなえる。
- v) そのため、会員はホームページ上で報告必要事件の一覧を確認できたり、報告催促をメールで受けたりすることも可能となる。

等、会員側の報告の負担の軽減につながるものと思われるが、報告を受ける側では必ずしもそうとは言えず、最大の問題点としてセキュリティーの確保があげられ、導入するには一定のインフラの整備が必要である。また、これまでの報告方法の概念にとらわれては、先にあげた利点を生かすことはできず、ネット報告に適した報告方法の導入も必要になる。

さらに会員側にも、パソコンやインターネットに対する知識と理解が必要になる等、導入にあたっては克服しなければならない問題点は山積していることを認識した。

しかしながら政府の「e-JAPAN 戦略」のもと大きく変貌を遂げようとしている昨今の社会環境の中で、ネット報告の導入を時期尚早と躊躇することも妥当ではない。会員の負担の軽減・利便性の向上を図るために、業務報告方法の1形態としてネット報告導入を前提とし、問題点は前向きに克服すべきであるとの結論にいたった。

またネット報告の導入には業務支援ソフトの普及が不可欠であり、全国5カ所で説明会を開催し、ホームページ上で使用方法等掲載し、会員からの質問に対応した上で重要な内容についてはホームページ上にQ&Aとして掲載しその利用の推進に努めた。

④ 支部から本部への事件数報告や後見事務受託内容報告におけるネット管理の検討

⑤ 事件受託管理簿における本部と支部の様式の統一化の実施

平成16年度には、各支部が所属会員の取扱う事件の受付等の管理を効率的に行うとともに、会員に対する支援並びに支部における執務管理事務が適切・効率的に実施できるようにするため、本部が推奨する標準様式の受託事件管理簿をCD-ROMで配布した。

⑥ 執務管理事務の支部に対する一部委譲の実施

平成16年度9月・(12月)末時点で継続受託事件総数が約2100件(2300件)を超えたため、支部の方が会員に対する後見事務遂行上における支援や執務管理事務をよりの確に実施・把握できると考え、また、支部が本部へ提出するための業務報告書のコピー作業の軽減も考慮し、『業務報告書の保管委託と執務管理事務の一部委譲』について支部に希望を確認した結果10支部より希望があった。

先行して希望のあった8支部に関して執務管理体制や後見事務等報告書調査票の使用・運用状況を調査・確認し、3支部に対して平成17年4月から『業務報告書の保管委託と執務管理事務の一部委譲』を承認した。なお、後見事務等報告書調査票の使用・運用状況が十分でなかった5支部については、今後の使用・運用状況を確認して承認をしたい。また、遅れて希望のあった2支部についても、今後執務管理体制や後見事務等報告書調査票の使用・運用状況を調査・確認し承認をしたい。

⑦ 会員数の少ない支部に対する執務管理事務における支援

後見人等の基本的な事務および倫理に関する研修会の開催時に、本部より派遣された講師が支部役員等と業務報告書の受付・管理方法や支部における執務管理状況を話し合い、本部や先行支部における業務報告書の受付・管理方法や支部における執務管理方法を説明・紹介する方法で支部に対する支援を行なった。

⑧ 紛議調査委員会の設置

会員が行う後見等事務の遂行に対して、利害関係人等から本部事務局等に問い合わせが入ることから、利用者、関係者、関係機関からの申入れに基づきその周辺事情の調査を行う紛議調査委員会を設置した。平成16年度においては、紛議調査委員会が機能するまでの問合せ等は1件も寄せられなかった。

(3) 法人後見、法人後見監督への対応

本年度は社会福祉協議会をはじめ様々な団体で成年後見制度を担うための法人の設立、設立準備が行われ、法人後見への多方面からの関心、期待が顕著になった中、当法人の法人後見も拡大傾向にあった。法人内部に対しては、法人法定後見ハンドブックの提供により、法人後見の支部組織・報告書等の重要性の再認識を進めるとともに、細部に渡る法人後見の方法の徹底を図った。そして、法人による任意後見が広がりを見せる中、適切な任意後見制度を発展させるべく、プロジェクトチームを組織した。また、各支部においても任意後見契約の増加が見られた。

なお、平成 17 年 3 月 31 日迄の受任件数の詳細は、以下④のとおりである。

① 本部組織の確立の推進

- ・ 地区別担当制の徹底、メール会議の浸透により承認申請に対するレスポンスを高めると同時に決済期間の短縮を図った。
- ・ 監督指導体制を適宜、適切に行うために、プロジェクトチームによる課題への取組を推進した。(任意後見プロジェクト等)
- ・ 後見事務の適正な遂行を図るために、事案によって、本部委員が担当支部や現地に直接赴き対応した。

② 支部組織の確立の推進

- ・ 法人法定後見ハンドブックの導入により、支部法人後見部等の必要性の理解が進んだ。
- ・ まだ、法人後見の支部体制・報告書の重要性を認識していない支部が散見された。17 年度において全支部への浸透を図る必要がある。

③ 本部・支部の情報の共有

- ・ 法人法定後見ハンドブックの導入により、本部・支部・担当者の役割を明確にするとともに、適切な後見業務を迅速に行える体制を目指した。しかし、今後、このハンドブックの浸透をより図る必要がある。
- ・ 法人後見の必要性の支部・本部判断の前提として、支部委員・本部委員との合同会議等を行い、支部体制の確認、法人後見の必要性の検討を行った。
- ・ 必要に応じ、本部に支部担当者を招聘し、情報の共有・当該後見事務の本部・支部・担当者間の認識の一致を図った。

④ 法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行依頼による）

H17.3.31 現在

種別	受託事件件数	終了件数	継続件数
成年後見人	40	7	33
保佐人	11	0	11
補助人	1	1	0
任意後見監督人	27	11	16
成年後見監督人	79	6	73
保佐監督人	1	0	1
補助監督人	0	0	0

審判前の保全管理人	2	2	0
特別代理人	0	0	0
任意後見契約（未発効）	32	3	29
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約（未発効）	29	2	27
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約〔監督者〕	148	7	141

#### (4) 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

##### ① 後見人等候補者名簿登載・更新の手引きに関する説明会の開催

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程並びに研修実施要綱が平成16年4月1日に改正されたことをうけて、改正後の後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程並びに研修実施要綱の内容を十分に理解していただくとともに、研修単位の付与・取得に関する基本的な考え方を再確認していただくことによって、各支部における研修活動の適切かつ円滑な実施に役立てていただくことを目的として、ブロックごとに各支部の研修担当者に集まっていただき、改正後の後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程、研修実施要綱、並びに後見人等候補者名簿登載・更新の手引きに関する説明会を実施した。

##### ② 研修実施要綱の改定作業の継続

昨年度に引き続き、研修実施要綱の改定作業を継続し、シンポジウム形式の要件の緩和、カリキュラム表の改定および通信形式研修要領の改定等を中心に各支部から意見を寄せていただき、研修実施要綱の適切な改定のための検討作業を行った。

##### ③ 「任意後見ハンドブック」（研修・執務参考教材）の作成

会員が成年後見業務を行う際に常に手元において参照することができる教材として、平成15年度末に「法定後見ハンドブック」を配付したが、平成16年度は、その続編となるべき「任意後見ハンドブック」の作成に着手し、任意後見制度および任意後見契約に関する法律の基本的な解説の部分を作成するとともに、契約書・代理権目録等の参考資料の収集・取捨選択を行った。

##### ④ 研修用ビデオの制作・配付

設立5周年記念式典にあわせて、下記のと通りの研修会を実施し、さらに、その模様を録画した研修用ビデオ4本を1セットとして、各支部に配付した。全国の各支部・各会員が同質の成年後見に関する研修機会を得ることができるようにするためには、研修ビデオの制作・配付が欠かせないと考えられるので、各支部の研修事業および単位取得（入会）促進事業等において、研修用ビデオを積極的に活用し、会員のより一層の資質の向上の一助としていただきたい。

- ・医療行為の同意（講師：新井誠 先生）
- ・身体拘束と身上配慮義務（講師：池田恵利子 先生）

- ・民暴と後見事務（講師：山本正士 先生）
- ・公益とリーガルサポート（講師：太田達男 先生）

(5) インターネットホームページの充実

公開のページに、ネット版「成年後見ノート（ぼけちゃったらノート）」サービスの提供を開始した。これは、判断能力が減退したときに備え、生活のあり方などの今の気持ちをあらかじめ当法人ホームページ上に作成し残しておくものである。ホームページ上で質問に答えながら該当するものをクリックしていくと、きちんとしたノートを作成出来るもので、作成にあたっては、他人の意見を見て参考にすることも出来るようになっている。プライバシーを考慮してネット上で管理することが相応しくないものはファイルをダウンロードして記載することにしていく。また、「呆けないための頭の体操」コーナーも用意した。

(6) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

会員に向けた情報と動向の伝達を図るため、会員通信を e-mail を利用し 11 回発行した。また、当法人未加入の全国司法書士会員に対する入会を促すため、月報司法書士の紙面を借り本法人の動向を毎月紹介した。

詳細は、以下のとおり。

- ・平成 16 年 4 月号 「法人後見が日本成年後見法学会第 1 回学術大会のテーマに」 杉山敦子（法人後見委員会副委員長）
- ・平成 16 年 5 月号 「「法務委員会」「厚生労働委員会」傍聴報告」 木暮高久（広報委員会委員）
- ・平成 16 年 6 月号 「設立 5 年目の現状と課題 」 大貫正男（理事長）
- ・平成 16 年 7 月号 「「遺言と成年後見」の普及に関する事業について」 松井秀樹（常任理事）
- ・平成 16 年 8 月号 「公益法人制度改革とリーガルサポート」 前田稔（専務理事）
- ・平成 16 年 9 月号 「公益法人だった！？リーガルサポート」 清水敏晶（常任理事）
- ・平成 16 年 10 月号 「司法ネット構想と成年後見制度」 望月真由美（常任理事）
- ・平成 16 年 11 月号 「5 周年を迎えるリーガルサポート」 芳賀裕（副理事長）
- ・平成 16 年 12 月号 「リーガルサポート最近の事業から（成年後見物語パートⅡ）」 清水敏晶（常任理事）
- ・平成 17 年 1 月号 「ドイツ・スウェーデン成年後見制度視察に参加して」 大貫正男（理事長）
- ・平成 17 年 2 月号 「「遺言と任意後見制度」に関するユニークな取り組みー群馬支部の場合」 木村一美（広報委員会委員長）
- ・平成 17 年 3 月号 「公益信託 成年後見助成基金の運営状況」 松井秀樹（常任理事）

(7) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

本法人の組織機能の整備・充実と事業の効率化を促進するため、事務局規程を制定したほか、職員の労働条件や福利厚生に関する諸規定を制定し、あるいは所要の改正を行った。

また、事務局の膨大な事務量に対応するため、総務委員会に協力要請を行ったが、

平成 17 年 3 月からは新規職員 2 名を採用し、事務局体制の充実を図った。

② 本部支部間の連絡体制の強化

例年どおり支部運営会議を開催し、検討本部と支部の活動状況と問題点、課題等について協議を行い、本部と支部との役割分担、連携強化の必要性につき認識の共有化に努めた。

③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

成年後見制度が導入されて 5 年が過ぎ、会員が受託する案件は一層の増加傾向にあるため、日本司法書士連合会を通じて各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取り組み強化について周知方を要請するなど、正会員の入会促進を行うとともに後見人等候補者名簿への登載を推進した。

④ 賛助会員及び寄付金の募集

本法人の設立趣旨と社会的意義の理解と普及に努め、賛助会員及び寄付金の募集を行った。具体的には、積極的に入会案内を送付して賛助会員を募集し、財政基盤の強化に努めた。平成 16 年度に入会承認を行った賛助会員は法人 1 社であった。

また、日本財団の助成事業のほかにも、補助金、助成金等の交付可能な団体の調査・検討を行った。

⑤ 定款・諸規則・諸規程の整備

前述のとおり、事務局体制の整備・充実のために諸規定を制定あるいは改正したほか、「会費及び入会金に関する規則」の一部改正案をとりまとめた。

また、個人情報保護法が平成 17 年 4 月 1 日に施行されることに合わせて「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する規程」を制定した。

⑥ 各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿の管理を行い、かつ、後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

⑦ 包括補償保険制度の検討

司法書士業務賠償責任保険制度との関係に留意しつつ、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連して検討を行った。

その結果、まず賠償責任保険部分については、名簿登載司法書士の業務部分に係る賠償保険が、各司法書士会で加入している司法書士業務賠償責任保険と重複することから、これを保険の対象としないこととした。また、当法人が行う法人後見業務と監督業務に係る賠償責任保険については従来の保険内容を維持することとした。

なお、身元信用保険については、従来の名簿登載司法書士の故意による身元信用保険が、普通保険約款上の解釈上の疑義を生じさせることが判明したために、その対象を当法人による法人後見事案における事務担当者、および「成年後見に関する特約条項」を新設することにより、成年後見人等・任意後見人・成年後見監督人等・任意後見監督人・任意代理人・審判前保全財産管理者・特別代理人という地位に就任した名簿登載会員とすることで、従前の身元信用保険における保険内容と同様の制度とする



こととした。

⑧ 本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネット利用会計処理システムをすべての支部に導入し、当法人全体での完全実施に向けた活動を展開した。

⑨ 効果的財務態勢の確立

公益事業を中心に各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部における財務状況の把握と各支部と本部との統一的な会計処理システムを構築の確立に努めた。

また、公益法人の指導監督基準に準拠したより一層強固な財務会計態勢の確立をめざし、財務アクションプラン2年目の活動として、繰越金の比率が極端に高い支部に対して個別にヒアリングを行うなど、今後の本部支部双方の財務体質の改善のため、さまざまな角度から検討に努めた。

⑩ 法務省による立入検査

主務官庁である法務省による立入検査が平成17年3月30日に行われた（前回は、平成15年3月14日）。

その結果、前回の調査の際、指摘された印鑑監理状況、内部留保等について、改善の努力がみられ評価できるが、依然、内部留保率は公益法人の指導監督基準を上回っており、今後も改善に向けて努力されたい旨の所見が示された。

(8) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

本基金の助成は、運営委員会の選考を経て、受託者（三菱信託銀行株式会社）が決定することになっているが、当法人総務部門が受託者の委託を受けて助成金給付申請書の受付事務を行った。なお、平成16年度（第4回募集）に応募があった助成金給付申請10件（司法書士から6件、社会福祉士から4件）については、すべてにつき助成金の給付が決定した。

(9) 理事会

後記経過録（別紙1）のとおり、計6回の理事会を開催した。

(10) 常任理事会

下記のとおり、ほぼ1か月に1回を原則として計14回の常任理事会を開催した。（常任理事会の協議その他議事の内容については、当法人ホームページの正会員のページ（<http://www.legal-support.or.jp/members/honbu/kaigi.html>）掲載の常任理事会経過録をご参照ください。）

平成16年4月9日	第1回常任理事会
平成16年4月27日	第2回常任理事会
平成16年5月12日	第3回常任理事会
平成16年6月16日	第4回常任理事会
平成16年6月30日	第5回常任理事会
平成16年7月13日	第6回常任理事会
平成16年8月4日	第7回常任理事会

平成 16 年 9 月 17 日	第 8 回常任理事会
平成 16 年 10 月 27 日	第 9 回常任理事会
平成 16 年 11 月 19 日	第 10 回常任理事会
平成 16 年 12 月 15 日	第 11 回常任理事会
平成 17 年 1 月 18 日	第 12 回常任理事会
平成 17 年 2 月 21 日	第 13 回常任理事会
平成 17 年 3 月 29 日	第 14 回常任理事会

#### (11) 業務審査委員会

下記のとおり、2 か月に 1 回を原則とした計 5 回の業務審査委員会を開催し、会員の各名簿への登載の是非の審議のほか、会員の行った後見執務に関する検証を行い、理事会等に対し意見を提出するとともに、会員指導、執務管理のあり方、法人後見・法人後見監督の受託管理、苦情申立に対する対応などについて協議を行い、必要に応じて助言等を行った。

平成 16 年 5 月 14 日	第 1 回業務審査委員会
平成 16 年 7 月 21 日	第 2 回業務審査委員会
平成 16 年 10 月 4 日	第 3 回業務審査委員会
平成 16 年 12 月 20 日	第 4 回業務審査委員会
平成 17 年 3 月 16 日	第 5 回業務審査委員会

#### (12) 意思能力調査委員会準備室

##### ① 「生活環境調査報告書」の利用促進と改善

「生活環境調査報告書」については、規則集とともに、会員に CD にて配布させていただいた。別紙「成年後見人選任申立時における本人の生活環境調査に関するアンケート」によれば、会員の利用以前にその存在を知られていないところから、「利用の手引き」を支部ブロック会議に際し配布した。

なお、上記アンケート結果は別紙「生活環境調査報告書に関するアンケートについての結果報告」のとおりである。

##### ② 「当法人としての能力判定の基準及び能力判定システムの構築」についてさらに資料収集と検討を進める。

申立書作成時の類型を判定する基準（能力判定マニュアル）について検討を行った。これは従来の能力判定が現在の判断能力のみから判定される傾向にあるのを、自己決定権の尊重と本人保護の調和という制度趣旨に照らして、同意権または代理権のいずれが本人にとって必要かの観点から判定するものである。

諸外国では医師の診断書だけではなく、専門家のソーシャルレポートで成年後見開始を申立てる場合がある。これは、メディカルモデル（注）脱却の端緒になるのでは、と期待している。

※ メディカルモデル（医療判定）：意思能力に関する医師の診断書や鑑定書で成年後見等の審判を実施する制度や仕組み。反対に、残存する機能を重視して判定する方法は、機能判定（ファンクショナルモデル）といい、欠けている生活機能の部分を補充すること

を前提としている。過度な代理権を後見人等にあたるべきでないとの思想や残存能力を徹底する立場から提唱された。アメリカ、カナダの一部、ドイツ等で採用されている。

③ 今後の方向性について

方向性についての検討まではできず、次年度以降の課題となった。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

地域の実情に即した形式で実施された本相談会の相談件数は1,034件（昨年比141%）、相談内容は、相続・遺言に比べ後見に関する（任意・法定・概要等について）ものが増加し、少しずつではあるが制度が認知されてきている傾向が伺える。

詳細については、別紙平成16年度全国一斉無料成年後見相談会報告書に記載のとおり。

(2) 小冊子「いつもあなたのそばに」の改訂版等の発行

市民に向けた制度及び組織紹介の標記冊子の改訂を行い、各相談会や養成講座開催の際、利用した。

(3) 小冊子「成年後見物語パートⅡ」の発行

昨年発行した「成年後見物語」に続き、任意代理・任意後見・遺言・死後の事務の4点の有効活用方法を紹介した小冊子「成年後見物語パートⅡ」を発行し、利用者に配布するなど一層の利用促進に務め、さらに「遺言と成年後見制度の普及事業」として開催される講演会や相談会のテキストとしても利用された。

なお、この発行をもって、第1作の成年後見制度全体と当法人組織を紹介した「いつもあなたのそばに」、第2作の法定後見制度における後見人の仕事を紹介した「成年後見物語」、そして今回の任意後見の活用を中心とした元気な方のための制度紹介冊子の完成をもって成年後見制度紹介冊子シリーズは完結したことになる。

(4) 「成年後見と遺言」説明会（出前講座含む）の開催

福島県及び首都圏各都県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、静岡県、長野県）の26箇所において、日本財団の助成を得て「遺言と成年後見制度」の普及及びその利用促進に関する広報活動として無料の講演会、出前講座形式の説明会を行った。

講演会、説明会の開催に際しては、当法人本部においては日本経済新聞及び読売新聞他に「遺言と成年後見制度」に関する広報記事を掲載し広く国民一般に対する広報活動を展開し、全国の各地域に在住する方から小冊子「成年後見物語パートⅡ」の配布申込みが殺到する結果となり、遺言と成年後見制度に対する国民の関心が非常に高いことをあらためて認識させられた。また、各市区町村や社会福祉協議会等と連携して開催した講演会及び説明会においては、開催各地域においては地元マスコミ等を通して「遺言と成年後見制度」に関する説明会開催を広報し、併せて各市区町村や社会福祉協議会等と連携して講演会、説明会の盛会を期して企画段階から入念な取組みを推進した。受講者1,576名の殆どの方が実務上の問題を抱えて受講され、これ等問題点に関する質疑応答が活発に行われた。この状況を踏まえて、講演会等と併行し若しくは終了後に相談会を開設し、実務上の相談に積極的に応じる等当初の予

想を超える内容で講演会等を終えることができた。

これ等の状況を踏まえ、平成17年度においても遺言と成年後見制度普及事業を全国展開する。

### 3. 社会的インフラの整備に関する事業

#### (1) 成年後見人養成講座の開催

～一般人向け成年後見人養成講座テキストの配布と同講座の支部開催の支援

① 一般人向け成年後見人養成講座用の全国共通テキストを、講座を開催する支部の求めに応じて、必要部数を提供した。

② 支部における一般人向け「成年後見人養成講座」開催の実績は、下記のとおりである。

##### ・兵庫支部

平成16年5月28日（金） 西宮市市民会館 参加者80名

平成16年9月28日（土） 姫路市市民会館 参加者102名

##### ・大阪支部

平成16年9月18日（土） 大阪司法書士会館 参加者131名

##### ・ふくしま支部

平成16年9月25日（土） 福島司法書士会館 参加者53名

平成16年9月25日（土） 郡山駅前ビッグアイ 参加者64名

##### ・えひめ支部

平成16年9月18日（土） いよてつ高島屋 参加者28名

平成17年3月5日（土） 合同会館「グリーンドーム」 参加者50名

##### ・岐阜県支部

平成16年11月13日（土） 岐阜県勤労福祉センター 参加者35名

##### ・神奈川県支部

平成17年2月5日（土） 神奈川県司法書士会館 参加者46名

##### ・東京支部

平成16年7月17日（土） 司法書士会館 参加者8名

平成16年8月14日（土） 司法書士会館 参加者21名

平成16年10月16日（土） 司法書士会館 参加者21名

平成16年11月20日（土） 司法書士会館 参加者12名

平成17年1月22日（土） 司法書士会館 参加者13名

平成17年2月5日（土） 司法書士会館 参加者1名

##### ・熊本支部

平成16年11月27日（土） 熊本県青年会館 参加者90名

##### ・福井県支部

平成17年1月29日（土）、30日（日） 福井県自治会館 参加者83名

##### ・ながの支部

平成16年9月25日（土） 松本市浅間温泉文化センター 参加者105名  
・大分支部

平成17年3月27日（日） 大分市「司調会館」 参加者50名

- ③ 運営委員会において、各支部における開催状況の整理分析を行った。
- ④ 専門家向け「成年後見人養成講座」は、昨年度に引き続き今年度もその要請がなく、開催に至らなかった。

## (2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

設立後5年で醸成された各機関、団体との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努めた。

中でも、厚生労働省における地域ケア型権利擁護勉強会、全国社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業運営検討委員会、信託銀行設立の研究財団であるトラスト60、痴呆性高齢者の権利擁護に関する医学・法学研究会、(財)公益法人協会の評議員及び法制対策委員会への委員の派遣、日本成年後見法学会との交流、日本社会福祉会「成年後見人養成研修」への講師派遣・教材作成等、高齢社会NGO連携協議会（高連協）が行った成年後見制度研修会へのテキスト作成・講師派遣の協力、全国市町村アカデミーへの講師派遣、有限責任中間法人多摩南部成年後見センターへの委員派遣、などを行った。

また、平成16年度までに18団体と業務協定を締結した。

## 4. 後見人の執務のあり方に関する事業

### (1) 日本成年後見法学会の支援

当法人は日本成年後見法学会に対し、下記の支援を行った。

- ① 平成16年5月28日第1回学術大会における「リーガルサポートにおける法人後見の現状」の報告
- ② 制度改正研究委員会、高次脳機能障害に関する研究委員会、市町村における権利擁護のあり方に関する研究会等への出向
- ③ 国際交流ミニシンポジウム「イギリス成年後見法改正の動向」等への出席
- ④ シンポジウム「医療行為の同意」（札幌）の開催

### (2) 「実践 成年後見」誌の責任編集等

『実践 成年後見』は、わが国初の成年後見専門誌として、2000年に創刊号が発刊されて以来、後見業務に携わる関係者の必読書となり、すでに、創刊号から4号までは、バックナンバーもすべて品切れの状況となっている。このような状況に鑑み、以下の活動を行った。

- ① 関係者相互のネットワークの強化をはかるべく、さまざまな専門家に執筆を依頼した。
- ② 春・夏・秋・冬年4回の発行を維持した。
- ③ 各地の家庭裁判所の協力を得て、実務の指針作りに役立つ情報提供に努めた。
- ④ 各地の支部に編集協力を求め、支部間の交流の活発化に寄与できるよう努めた。

⑤ 今後の需要に応えられるよう、編集体制の見直しをすすめた。

(3) 新刊書の執筆・編集

成年後見の入門書の編集作業をすすめた。『成年後見教室』として、発刊準備中。

(4) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

平成 15 年度に引き続き、日本司法書士会連合会から、高度な専門家司法書士の育成を目的とする「特定分野研修会」の企画および講師派遣の依頼を受けたので、平成 16 年度は、「任意後見」および「法人後見」をテーマとして設定し、大阪支部の多田宏治会員および川口純一法人後見委員長を講師として派遣した。

なお、本部に問合せがあった講師派遣の依頼のうち、全国規模の団体・研修会の講師派遣の依頼については本部で対応したが、地域的なものについては各支部に再依頼をさせていただいた。

また、本部には、各支部から研修の実施状況を報告していただいているが、平成 16 年度の研修に関する報告を分析すると、次のような傾向が窺えた。各支部の研修担当者の参考になれば幸いである。

- ① 研修の方式は、9 割程度が、本法人が主催または共催する方式であった。
- ② 研修の形式は、ビデオ利用の講義形式が全体の 3 割程度を占めており、ビデオを利用した研修の需要が高いようである。平成 16 年度から単位付与の対象となった施設訪問形式の研修を実施した旨の報告も数件あった。
- ③ 研修内容は、全体の 8 割程度が、名簿登載申請時に必修科目とされている a、b、c の分野の研修であった。

5. 設立 5 周年記念事業

設立 5 周年という節目にあたり、以下のとおり記念式典、研修会、懇親会を開催した。当日は、法務省民事局長房村精一様、最高裁判所事務総局家庭局長山崎恒様、日本司法書士会連合会顧問藤田耕三様をはじめとする多数のみなさまより、当法人の今後の活動により一層の期待が寄せられた。

記

日 時：平成 16 年 12 月 3 日（金） 午後 1 時～午後 7 時半

場 所：東京ベイホテル東急（千葉県浦安市舞浜）

参加人数：約 150 名

来 賓：法務省民事局局长 房村精一様、法務省人権擁護局局长 吉戒修一様、法務省民事局民事法制管理官 始関正光様、法務省民事局民事第二課課長 後藤博様、厚生労働省老健局局长 中村秀一様、最高裁判所事務総局民事局局长 高橋利文様、最高裁判所事務総局家庭局局长 山崎恒様、東京家庭裁判所所長 中込秀樹様、東京高等裁判所判事 小林昭彦様、内閣法制局参事官 岩井伸晃様、日本弁護士連合会会長 梶谷剛様、日本公証人連合会会長 水上寛治様、(社)日本医師会会長 植松治雄様、(社福)全国社会福祉協議会会長 長尾立子様、(社)日本社会福祉士会会長 村尾俊明様、日本税理士会連合会会長 森

金次郎様、(財)法律扶助協会会長 小堀樹様、日本司法書士会連合会顧問 藤田耕三様

**【研修の部】** 午後 2 時～午後 5 時

市民に信頼される法人として、今後の充実した取り組みに繋げるために下記研修を実施した。

なお、この研修の様様を収録し、各支部へビデオ研修用教材として送付した。

- ・ 第一分科会 医療行為の同意                      講師 新井誠筑波大学大学院教授
- ・ 第二分科会 身体拘束と身上配慮義務            講師 池田恵利子社会福祉士
- ・ 第三分科会 民暴と後見事務                    講師 山本正士弁護士
- ・ 第四分科会 公益とリーガルサポート          講師 太田達男(財)公益法人協会理事長

**【記念式典・懇親会の部】** 午後 5 時半～午後 7 時半

当法人のこれまでのあゆみを検証するため、それをスライドにまとめ発表した。

なお、この内容の一部を卓上カレンダーにまとめ、出席者及び当法人会員全員へ配布した。